

1. 件名：日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげんの定期事業者検査の実施時期に関する面談

2. 日時：令和5年10月11日(水)13時30分～14時20分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、千葉主任原子力専門検査官、

宮田原子力専門検査官、宮本検査技術専門職

敦賀原子力規制事務所

佐藤原子力運転検査官、山中技術参与

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

敦賀廃止措置実証部門新型転換炉原型炉ふげん

廃止措置部長 他1名

安全・品質保証部長 他1名

敦賀廃止措置実証本部

廃止措置推進室 副主幹

5. 要旨

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「事業者」という。）から、新型転換炉原型炉ふげん（以下「ふげん」という。）の廃止措置計画に基づく性能維持施設に関する定期事業者検査（以下「定事検」という。）の実施時期について、資料に基づき説明があった。

- 定事検開始日は、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「研開炉則」という。）第51条に基づき、前回定事検終了日以降13ヶ月を超えない時期に設定する。
- ふげんの第4回定事検は、令和6年3月頃から開始し、令和7年3月末に終了する計画としている。
- 定事検を例年のように10月から開始できないのは、非常用ガス処理系の再生用加熱器（以下「非常用ガス処理系」という。）及び放射線監視装置用POD（以下「エリアモニタPOD」という。）が故障し、これらの復旧に時間を要するためである。
- 今回の定事検の終了時期が令和7年3月末となるのは、エリアモニタPODの故障復旧が令和7年2月末、その後、定事検を行うためである。
- なお本件は、ふげんの解体撤去工事等の廃止措置作業には影響を及ぼさない。

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

- 前回の定事検は、令和5年3月24日に終了していることから、当該計画に示されている開始時期は、研開炉則第51条で定められている13ヶ月を満足していることは了解した。
- ただし、定期点検期間を年度で管理し、性能維持が必要な設備について、1回／年定期点検を行うとしていることから、故障している非常用ガス処理系及びエリアモニタPOD以外について、第4回の定事検を行うことで計画し、報告すること。

○事業者から、原子力規制庁から示された内容について対応する旨の回答があった。

6. その他

資料：新型転換炉原型炉ふげんの定期事業者検査期間について

以 上